

令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 東山児童館第三学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
 例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後事業健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、運営指針を理解した上で保育方針、事業計画を立て、保育している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	遊びや生活を通して、子どもたちが安全に、安心して過ごすことができる場としての機能を備え、学校や地域、保護者と連携を図りながら、育成支援に努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもたちの発達段階を理解し、安心、安全に過ごせるように環境整備に努めている。また、子ども同士の関わりを大切にしながら、生活習慣が身に付くよう保育内容の検討をしている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者会、個人面談、行事の他、日々の連絡帳、月のお便りを通して子どもの様子を伝え合い、信頼関係の構築に努めている。また子どもの様子や運営において学校とも連携し情報共有をしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○放課後支援員として必要な知識は、研修等に参加し習得に努め、日々の保育に生かしている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもたち一人ひとりの人権に配慮し、信頼関係を築いていけるような関わりや言葉かけを心掛けている。育成支援内容においては保護者会などで適切に説明できるよう努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○職員の資質向上、育成支援内容の向上に向け、必要な研修等に積極的に参加している。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実にも努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情に対しては迅速な対応に努め、適切な対応ができるよう職場内で共有している。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○日々打ち合わせをする中で、情報共有を密に行い、保育の振り返りや、意見交換を行うことで、事業内容、職員資質の向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。なお、第三者評価については、令和3年度に実施した。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	発達の過程を理解し、一人ひとりの子どもの状況把握に努め、個人差を踏まえた上で見合う育成支援、事業運営を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○児童館・学童保育クラブ運営指針に基づいた年間計画を立て、子どもたち一人ひとりが安全に、安心して集団生活を送ることのできるよう支援、運営している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子どもたち一人ひとりの課題や必要な支援について、職員間で情報共有し、安全に、安心して過ごすことのできるような環境整備と育成支援を努めている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害児対応部会、障害児対応連絡会等で検討された内容を踏まえ、職場での検討や環境整備に努め、受け入れる体制をとっている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○巡回指導学習会で実践検討や講義を聞き、必要な保育内容、環境を整えている。また、関係機関と連携することにより、より丁寧な育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○学校や子ども家庭支援センター等と連携協力を図りながら、必要に応じた対応をしている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○学校など関係機関と連携し、必要に応じた対応をしている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○業務上知り得た事柄、個人情報は館長と共有し、秘密保持を厳守している。
	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席率、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○出席率は、連絡帳だけでなく「安心でんじょうシステム」を使用し把握している。子どもの様子などは、日々の連絡帳、クラブ便り、保護者会や個人面談で情報を共有し、必要に応じて電話連絡もしている。普段の様子を見てもらう機会として「保育参観」を実施している。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	日頃から相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、保護者がお迎えに来た際は、直接子どもの様子を伝えている。保護者からの要望には、必要に応じて面談等を行っている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会や保育参観など保護者が参加する機会を設け、学童保育クラブの運営に理解と協力を得られるよう努めている。必要に応じて、保護者同士がつながる組織とも連携をとる。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画に職務内容を挙げ、年間を通して実施している。また、子どもたちが学童保育クラブに安全に、安心して通うことができるような事業計画と、日々のプログラムを検討している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	月案及び週案の作成、日々の打ち合わせを通して、子どもたちが学童保育クラブに安全に、安心して通うことができるような事業計画と、日々のプログラムを検討している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校挨拶、特別支援学級の担任との懇談を実施し、必要に応じた情報共有を行っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報保護法に基づき、学校挨拶の際など個人情報の取り扱いを確認している。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	日常的な交流はないが、学童保育クラブへ入所するにあたり、必要に応じて情報共有や、保育観察の実施をする。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域行事として、東山貝塚まつり参加した。その他必要に応じて連絡を取ることもある。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館に隣接している施設で、日々の児童館利用を通して、来館児との関わりが自然と深まるよう対応している。また、日常的に情報共有し、連携を取りながら、様々な対応をしている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	日常的に施設内の玩具や食器類の消毒を行い日常の衛生管理に努めている。感染症対応においては保護者会などで保護者に周知している。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	危機管理マニュアルを作成し、日ごろから職員間で適切な対応ができるよう研修を行った。また、食物アレルギーにおいては複数の職員による成分確認や、救命講習受講により、迅速且つ、適切な対応ができるようにしている。
	(3)防災及び防犯対策	○	児童館の避難訓練年間計画に基づき、月1回の防災・防犯訓練の実施している。保護者には災害伝言ダイヤルの配信訓練、安心でんじよばとシステムによるメール配信訓練を実施している。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	全児童の帰宅時経路は、危険個所の確認を毎年行っている。帰宅時の安全指導や、集団帰宅など、在籍児の保護者と情報の共有をしている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
18 施設及び設備	(1)施設	○	子ども一人につき1.65㎡以上の専用スペースを確保している。また、子どもの遊びを豊かにするために、近隣の公園を有効的に活用している。
	(2)設備、備品等	○	子どもたち一人ひとりの遊びや生活を豊かにするために備品及び消耗品を用意し、定期的な見直しと、入れ替えを実施している。
19 職員体制	(1)職員配置	○	放課後支援員研修を受講している。東山第三学童は、常勤職員3名、会計年度任用職員スタッフ2名、アシスタント1名配置されている。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○	目黒区安全衛生委員会、および児童施設安全衛生委員会が職場環境測定、ストレスチェック、より良い職場づくりアンケート改善策の実施を行っている。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。